

新旧対照表

(航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて)

新	旧
<p>第1章 外国貿易機等の入出港関係</p> <p>第2節 貨物の積卸し</p> <p>(積荷目録の提出)</p> <p>2 - 1 機長が、航空システムを使用して積荷目録の提出を行う場合は、その航空機に積載している貨物(旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、機用品、<u>機長に託された貨物(託送品)</u> <u>関税法基本通達 16 - 3 (貨物の機移し)</u>の規定により他の外国貿易機に積み替えられる貨物及び<u>関税法基本通達 21 - 1 (外国貨物の仮陸揚の範囲)</u>(2)のハからトまでのいすれかに該当する貨物を除く。)の仕出地、仕向地、番号等が記載された航空貨物輸送証(以下「AWB」という。)の情報(以下「AWB情報」という。)及び登録の終了した旨を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>ただし、<u>託送品</u>については、「積荷目録」(税関様式C - 2035)により提出させるものとする。</p> <p>また、次に掲げる貨物については、<u>関税法施行規則</u>(昭和41年大蔵省令第55号)第2条の2第2項の規定において準用する同条第1項の規定によりAWB情報の登録の対象外とするが、(1)及び(2)に掲げる貨物について、法第17条第1項後段(外国貿易機の出港手続)の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」(税関様式C - 2035)により提出させるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第2章 貨物管理</p> <p>第1節 他所蔵置許可申請等</p>	<p>第1章 外国貿易機等の入出港関係</p> <p>第2節 貨物の積卸し</p> <p>(積荷目録の提出)</p> <p>2 - 1 機長が、航空システムを使用して積荷目録の提出を行う場合は、その航空機に積載している貨物(旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、機用品を除く。)の仕出地、仕向地、番号等が記載された航空貨物輸送証(以下「AWB」という。)の情報(以下「AWB情報」という。)及び登録の終了した旨を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる貨物については、AWB情報の登録の対象外とする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) <u>託送品目録に記載されている託送品</u></p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) <u>関税法基本通達 16 - 3 (貨物の機移し)の規定により他の外国貿易機に積み替えられる貨物</u></p> <p>(7) <u>関税法基本通達 21 - 1 (外国貨物の仮陸揚の範囲)</u>(2)のハからトに該当する貨物</p> <p>第2章 貨物管理</p> <p>第1節 他所蔵置許可申請等</p>

新	旧
<p>(他所蔵置の許可の申請)</p> <p>1 - 1 他所蔵置の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、航空システムを使用して他所蔵置の許可の申請（以下この節において「他所蔵置許可申請」という。）をしようとする場合は、その許可を受けようとする貨物に係るA W B 番号及びその貨物を置こうとする場所（以下「他所蔵置場所」という。）等必要な事項を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p>	<p>(他所蔵置の許可の申請)</p> <p>1 - 1 他所蔵置の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、航空システムを使用して他所蔵置の許可の申請（以下この節において「他所蔵置許可申請」という。）をしようとする場合は、その許可を受けようとする貨物に係るA W B 番号及びその貨物を置こうとする場所（以下「他所蔵置場所」という。）等必要な事項を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>なお、当該貨物について、前章第2節2 - 3（仮陸揚届の提出等）の規定により仮陸揚の届出を必要とする場合には、当該申請者に当該届出と一括して申請させることができる。</p>
<p>(他所蔵置許可申請の訂正又は取消し)</p> <p>1 - 4 申請者が、この節1 - 1（他所蔵置の許可の申請）の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、当該申請者から「N A C C S 登録情報変更願」を保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該申請を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するとともに、この節1 - 1の規定により再申請させるものとする。</p> <p>また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、当該申請者から「N A C C S 登録情報変更願」を保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該申請を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節1 - 1の規定により再申請させるものとする。</p>	<p>(他所蔵置許可申請の訂正又は取消し)</p> <p>1 - 4 申請者が、この節1 - 1（他所蔵置の許可の申請）の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、あらかじめ当該申請者から保税担当部門に申し出させた上で、当該申請者に当該申請を取り消す旨を航空システムに入力し、送信させるとともに、この節1 - 1の規定により再申請させるものとする。</p> <p>また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、あらかじめ保税担当部門に申し出させた上で、当該申請者に当該申請を取り消す旨を航空システムに入力し、送信させるものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節1 - 1の規定により再申請させるものとする。</p>

## 第5章 輸入通関関係

### 第5節 蔵入・移入・総保入承認申請及び展示等申告

#### (蔵入等承認申請等控の提出)

5 - 4 前項の規定により通関業者等に「蔵入等承認申請等控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分1）の場合は、「蔵入等承認通知情報」）が配信されたときは、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった蔵入等承認申請等については、当該配信された情報の蔵入等承認申請等に係る関係書類等に蔵入等承認申請等の申請番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3、区分4又は区分9）となった蔵入等承

## 第5章 輸入通関関係

### 第5節 蔵入・移入・総保入承認申請及び展示等申告

#### (蔵入等承認申請等控の提出)

5 - 4 前項の規定により通関業者等に「蔵入等承認申請等控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分1）の場合は、「蔵入等承認通知情報」）が配信されたときは、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった蔵入等承認申請等については、当該配信された情報の蔵入等承認申請等に係る関係書類等に蔵入等承認申請等の申請番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3、区分4又は区分9）となった蔵入等承

新	旧
<p>認申請等については、当該申請控情報を「蔵入等承認申請等控」として出力させ、関係書類等を添付して、この章第1節1-4（輸入申告時の輸入申告控等の提出）の規定に準じて、これを蔵入等承認申請等を行った税関官署の通関担当部門に提出させるものとする。</p>	<p>認申請等については、当該申請控情報を「蔵入等承認申請等控」として出力させ、関係書類等を添付して、この章第1節1-4（輸入申告時の輸入申告控等の提出）の規定に準じて、これを蔵入等承認申請等を行った税関官署の通関担当部門に（当該蔵入等承認申請等が運送兼用である場合には、「託送用」として1部追加して）提出させるものとする。</p>